

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋内の工具保管用ロッカー等において、「常設物品」か「仮置物品」かの表示に不備が散見されたことについて、検査官の気付き事項とされたため、対応検討	C	
2	1号機	復水移送ポンプ（B）の軸受に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	4号機	復水移送ポンプ（B）のペント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	5号機	所内ボイラ蒸気溜用空気抜弁の配管接続部に変形（曲がり）が認められたため、当該配管を交換	D	
5	5号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナより異音の発生が認められたため、当該ストレーナを点検・修理	D	
6	5号機	保安検査における5・6号機サービス建屋の確認において、1階に配備している来客用スリッパ保管ラックの地震対策が遅延していることについて、検査官の気付き事項とされたため、対応検討	C	
7	5号機	復水脱塩装置No. 1脱塩塔の積算流量計（現場設置）に動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
8	5号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の主タンク攪拌機用制御スイッチ箱の扉に開閉動作不良が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
9	5号機	過渡現象記録装置用タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の速度データに指示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
10	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）室内にある仮置き表示が期限切れであることが認められたため、対応検討	C	
11	6号機	原子炉建屋ストームドレンサンプポンプ（C）の点検において、羽根車（5段目）及び下部シャフトに腐食が認められたため、当該部品を交換	D	
12	6号機	No. 6軽油タンク上部梯子の落下防止用鎖留め具（2ヶ所）に破損が認められたため、当該止め具を修理	D	
13	6号機	原子炉格納容器内雰囲気微粒子モニタ装置に放射能レベル高を示す警報が瞬時発生したため、原因調査及び対応検討	C	
14	その他	化学消防車支援用薬剤備蓄車の始業点検において、同備蓄車に搭載されている薬剤供給ポンプ用電源装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
15	その他	海生物処理設備重油圧送ポンプ（B）の潤滑油シールカバーとシャフトの間に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで